

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

菊陽町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 白水地区

(1) 現況

本町の基幹作物である人参をはじめ、甘藷、工芸農産物や畜産等が営まれている白水地区においては、近年の人口減少に伴う担い手不足と、老朽化した灌漑排水施設の改修が問題となっている。このため、本地域では、担い手の確保に併せて、灌漑排水施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。また、作物の連作障害対策も兼ねて、緑肥の作付が行われている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、地域ぐるみの灌漑排水施設改修に向けての関係機関との連携を図る。加えて、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

2. 津田地区

(1) 現況

本地域は、基幹作物である人参をはじめ、水稻作、施設園芸等多様な作物を生産している。白川流域である本地域は水稻作をはじめ湛水事業も盛んに行われ、地下水の涵養にあたって重要な地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式をあらに推進することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3. 原水地区

(1) 現況

本地域は、基幹作物である人参をはじめ、施設園芸や畜産等が営まれている。担い手への農地集積が進んでいる地域でもあり、特に人参作では緑肥の作付による環境保全型農業が展開されている。このことから、今後は環境保全型農業をさらに推進する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	白水地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び法第3条第3号に掲げる事業
②	津田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び法第3条第3号に掲げる事業
③	原水地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び法第3条第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

